免許番号 共第108号

漁場の位置 淡路市釜口・下田界から淡路市作左衛門川に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうち A、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 (北緯34度30.49分、東経134度58.87分)

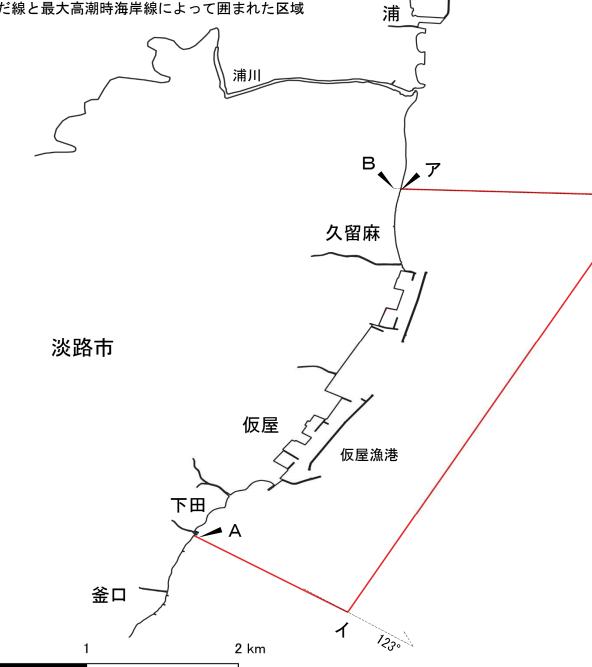
B 淡路市久留麻45番地に設置した防衛庁標識跡

ア Bから92度の線と最大高潮時海岸線の交点

イ Aから123度1,000メートルの点

(北緯34度30.19分、東経134度59.42分)

ウ アから92度1,300メートルの点



92°



令和5年9月1日 免許

共第108号

表								表示					
示番	漁	漁場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
号	ì	漁業の種	重類	主な漁獲物		漁業時期		漁業の種類	主な漁	獲物		漁業時期	制限又は条件
	1	もずく漁	業			日から 1日まで	1	みるくい漁業			1月1 まで		潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事
	1	わかめ漁業			2月1 まで	日から6月30日	1	うちむらさき漁業		まで	1月1 まで		の許可を受けなければなら ない。
	1	あまのり漁業				1日から 0日まで	1	ばい漁業			1月1日から12月31日 まで		
	1	いぎす漁業				日から 0日まで	1	いせえび漁業			1月1 まで	日から12月31日	
	1	てんぐさ漁業			1月1 まで	日から12月31日	1	うに漁業			1月1 まで	日から12月31日	
	1	おごのり漁業			1月1日から12月31日 まで		1	なまこ漁業			まで	日から12月31日	
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで		1	たこ漁業			まで	日から12月31日		
1	1	1 かき漁業			まで	日から12月31日	2	いそ刺網漁業			まで	日から12月31日	
	1	1 あさり漁業			まで	日から12月31日	3	地びき網漁業			1月1 まで	日から12月31日	
	1	あわび漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	とこぶし漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	さざえ漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	ばかがい漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日 まで									
	1	たいらぎ			1月1 まで	日から12月31日							
海	区	至 兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第108号	摘要					

免許	番号	共第108号			摘要							
			井	<u> </u>	有	漁	業	権	事	項		
順位番号	持分	事	項		順位番号	持分		事	項		備	考
	1	淡路市仮屋112番地 仮屋漁業協同組合 淡路市久留麻2205番 森漁業協同組合										

* = -			漁業権区	漁 業 権 区				
表示 番号	表示	順位 番号		順位 番号				
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日					